



# 議会だより

No. 173  
平成23年6月

## 第1回 定例会

## 平成23年度予算を可決 総額165億8332万円 ＝平成23年度予算審査特別委員会で審査＝

平成23年第1回定例会は、3月3日に招集され、会期を11日までの9日間と決め開催されました。

平成23年度の町政執行について町長の施政方針、教育長の教育行政方針を述べた後、平成23年度各会計予算をはじめ、条例の制定・一部改正など議案26件、承認1件、報告1件を審議しました。

特に平成23年度各会計予算は、予算審査特別委員

会に付託し、各担当課長の出席を求めて5日間の審査を行い審議しました。

また、一般質問では3人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、常任委員会の所管事務調査報告、新幹線等建設促進に関する調査特別委員会・藤城小学校改築に関する調査特別委員会の最終報告や意見書3件を審議し原案どおり可決しました。

### 審議結果

区分	結果	番号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
議	◎	平成22年議案第76号	七飯町債権の管理に関する条例の制定について	平成23年度予算審査特別委員会報告
		議案第10号	七飯町学校法人の助成に関する条例の制定について	
	◎	議案第11号	七飯町特別会計条例の一部改正について	
		議案第12号	七飯町国民健康保険税条例の一部改正について	
		議案第13号	地域福祉施設の設置に関する条例の一部改正について	
		議案第14号	七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について	
		議案第15号	七飯町営住宅の設置条例の一部改正について	
		議案第16号	七飯町普通河川管理条例の一部改正について	
	◎	議案第3号	平成23年度七飯町一般会計予算	
		議案第4号	平成23年度七飯町国民健康保険特別会計予算	
		議案第5号	平成23年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算	
		議案第6号	平成23年度七飯町介護保険特別会計予算	
		議案第7号	平成23年度七飯町下水道事業特別会計予算	
		議案第8号	平成23年度七飯町土地造成事業特別会計予算	
		議案第9号	平成23年度七飯町下水道事業会計予算	
		議案第20号	平成22年度七飯町一般会計補正予算(第14号)	
議案第21号		平成22年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)		
案	◎	議案第22号	平成22年度七飯町老人保健特別会計補正予算(第2号)	
		議案第23号	平成22年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
		議案第24号	平成22年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
		議案第25号	平成22年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)	
		議案第26号	平成22年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算(第1号)	
		議案第27号	平成22年度七飯町下水道事業会計補正予算(第5号)	
		承 認	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
◎	◎	議案第17号	財産の交換について	
		議案第18号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について	
		議案第19号	北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について	
		議案第28号	土地の取得について	
報 告	報告済	報告第1号	町議会の委任による専決処分の報告について	
	報告済	報告第2号	町議会の委任による専決処分の報告について	
	報告済	報告第3号	町議会の委任による専決処分の報告について	
	報告済	報告第4号	町議会の委任による専決処分の報告について	
	報告済	報告第5号	平成23年事業年度七飯町土地開発公社資金計画並びに予算の提出について	
	報告済	報告第6号	平成23年年度財団法人大沼国際交流協会事業計画並びに予算の提出について	
発議案	◎	発議案第2号	地域医療存続のための医療確保に関する意見書	
	◎	発議案第3号	若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書	
	◎	発議案第4号	少数政党を排除し、民意をゆがめる衆議院の比例定数削減に反対する意見書	
◎	報告済		常任委員会報告	
	報告済		各特別委員会報告	
	報告済		出納検査報告	
	承 認		閉会中の委員会活動の承認について	

◎＝全員一致で可決 ○＝賛成多数で可決 ●＝賛成少数で否決 ×＝賛成なしで否決

### 主な内容

- 議会の構成がわかりました…………… P. 17
- 表彰（議員15年以上）…………… P. 17
- 審議して決まったこと…………… P. 18
- 一般質問…………… P. 19
- 特別委員会報告…………… P. 20
- 常任委員会活動報告…………… P. 30
- 監査報告（例月監査）…………… P. 33
- 臨時会の結果…………… P. 33
- 議員出席状況…………… P. 33

減らさないと

増やそう資源！

# 議会の構成がかわりました

4月24日行われた選挙後、初めての議会第2回臨時会が5月10日に招集され、新しい議会の構成が決まりました。

## ▽議長

坂田 邦彦

## ▽副議長

前田 宗勝

## 委員会の構成

### 議会運営委員会

委員長 木下 敏  
副委員長 平松 俊一  
委員 小松 義光  
横田 有光  
長谷川 生人

### 総務財政常任委員会

委員長 平松 俊一  
副委員長 坂本 繁  
委員 佐野 史人  
畑中 静一  
日下部 雅一  
坂田 邦彦

### 民生文教常任委員会

委員長 牧野 喜代志  
副委員長 神崎 和枝  
委員 横田 有一  
木下 敏  
林 秀樹  
中川 友規

### 経済産業常任委員会

委員長 長谷川 生人  
副委員長 上野 武彦  
委員 小松 義光  
青山 金助  
中島 勝也  
前田 宗勝

◇七飯町が構成団体の一員となつている一部事務組合議会議員及び広域連合議会議員の選出が行われた。

### 南渡島衛生施設 組合議会議員

林 秀樹  
中島 勝也  
長谷川 生人

### 南渡島青少年指導センター 組合議会議員

小松 義光  
中川 友規  
日下部 雅一

### 南渡島消防事務 組合議会議員

神崎 和枝  
青山 金助  
上野 武彦

### 函館湾流域 下水道事務組合議会議員

佐野 史人  
坂本 繁

### 函館圏公立大学 広域連合議会議員

横田 有一  
平松 俊一

### 渡島廃棄物処理 広域連合議会議員

牧野 喜代志  
木下 敏

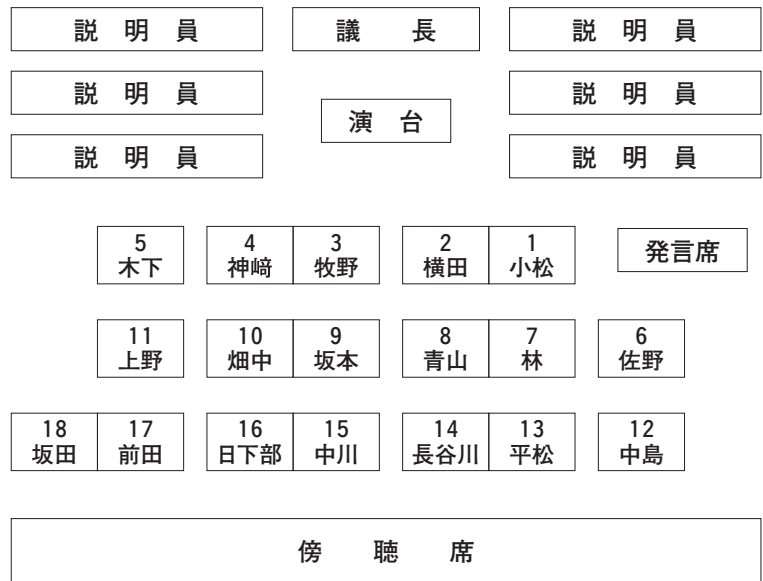
## 表彰

町村議会議員として地方自治の振興発展に寄与し、その功績が認められ、次の方々が表彰されました。

※全国町村議会議長会表彰

### 【議員15年以上】

(元) 清野 弘子  
(現) 中島 勝也  
(現) 坂田 邦彦



# 審議して決まったこと

## 条例制定

◆七飯町債権の管理に関する条例

「町税外公法上の収入金徴収に関する条例」の全部改正

◆七飯町学校法人の助成に関する条例

「学校法人助成手続条例」の全部改正

## 条例の一部改正

◆七飯町特別会計条例

七飯町老人保健特別会計の廃止し、削除するための改正

◆七飯町国民健康保険税条例

国民健康保険税額の限度額を引き上げるための改正  
平成23年4月1日施行

◆地域福祉施設の設置に関する条例  
鶴野季節保育所を廃止し、削除するための改正  
平成23年4月1日施行

◆七飯町介護保険料率の特例に関する条例

特例介護保険料率を平成23年度も継続する改正

◆七飯町営住宅の設置条例

緑町団地の解体に伴う改正

◆七飯町普通河川管理条例

## 平成23年度予算

◆平成23年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計予算は「平成23年度予算審査特別委員会」に審査を付託し、その審査結果の報告書が定例会最終日に提出され、全会計を全員一致で可決した。

## 補正予算

◆平成22年度七飯町一般会計(第14号)

藤城小学校屋内体育館改築工事、トルナーレクラブ

ハウスの建築工事等、歳入歳出それぞれ5千862万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を103億8千万円とした。

◆平成22年度七飯町国民健康保険特別会計(第5号)

療養給付費等、歳入歳出それぞれ669万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億2千5万2千円とした。

◆平成22年度七飯町老人保健特別会計(第2号)

歳入歳出それぞれ599万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を53万1千円とした。

◆平成22年度七飯町後期高齢者医療特別会計(第1号)

歳入歳出それぞれ2千万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3千800万円とした。

◆平成22年度七飯町介護保険特別会計(第3号)

保険事業勘定の居宅介護及び地域密着型介護サービス給付費等、歳入歳出それぞれ900万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9千994万1千円とした。

◆平成22年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第4号)

歳入歳出それぞれ3千153万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億8千923

万7千円とした。  
◆平成22年度七飯町土地造成事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ1千330万円を減額し、歳入歳出予算の総額を70万円とした。

◆平成22年度七飯町水道事業会計補正予算(第5号)

収益的収入を2千427万円追加し4億1千800万円に、収益的支出を3千385万3千円追加し4億1千800万円に、また、資本的収入を1千255万2千円減額し1億2千104万2千円に、資本的支出を1千367万1千円減額し2億2千169万円とした。

## 報告

◆町議会の委任による専決処分の報告

町道大川58号線において、グレーチングが跳ね上がり、走行中の被害者の車両下部のトランスミッション等に損傷を与えたことによる車両修繕に要する損害賠償の額を定める。

◆町議会の委任による専決処分の報告

(平成22年度七飯町一般会計補正予算(第11号))

町道施設の事故により、被害者車両に損害を与えたことによる賠償金として、

歳入歳出それぞれ6万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億2千123万7千円とした。

◆町議会の委任による専決処分の報告

町道大川9号線において、公用車がスリップし、信号で停車していた被害者の車両と接触し運転席側後部に損傷を与えたことによる車両修繕に要する損害賠償の額を定める。

◆町議会の委任による専決処分の報告

(平成22年度七飯町一般会計補正予算(第13号))

公用車の接触事故により、被害者車両に損害を与えたことによる賠償金として、

歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億2千137万7千円とした。

## その他

◆専決処分の承認

(平成22年度七飯町一般会計補正予算(第12号))

平成23年第1回臨時会で補正した除雪用重機が年度内に納入ができる見込みがないため、繰越明許費を設定した。

◆財産の交換について  
古い除雪用重機(シヨベル・ローダー)を下取りにして、新しい除雪用重機(シヨベル・ローダー)を購入

◆土地の取得について  
七飯上水道第1水源に隣接する用地を購入

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

◆北海道市町村総合事務組合規約の変更

◆平成23年事業年度七飯町土地開発公社資金計画並びに予算

◆平成23年度財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画並びに予算

## 発議案(意見書)

◆議員提出議案として3件の意見書を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した。

◎地域医療存続のための医療確保に関する意見書

◎若手の雇用対策の更なる充実を求める意見書

◎少数政党を排除し、民意をゆがめる衆議院の比例定数削減に反対する意見書

減らさないと!

Q コミュニティバス検討のその後は

A デマンド交通等も含め検討を続ける

平松 俊一 議員

平成21年3月に策定した「七飯町地域公共交通連携計画」に基づき、七飯町地域公共交通活性化協議会が発足し、多くの関係者が6回にわたり精力的に協議されてきている。町民の足の確保については、多方面の方々が意見交換され、その結果として、当面循環型の交通機関（コミュニティバス）は運行しないとの意見集約がされた。しかし、町民、特に高齢者の足を確保することは重要な課題として捉え、町としてどのような対策を講じる考えを持っているか伺いたい。その際、福祉タクシーや町内の介護施設・医療機関所有車両や役場の車両などを利用した公共交通の検討も可能かどうか合わせて伺いたい。

町として重要且つ喫緊の課題と捉えている。昨年12月の定例会で、平松議員の質問に答弁した通り、今後も庁内で検討を続けて行く。

【政策推進室長】

町内にある各種機関所有車両の利用についても検討内容に含めて協議を続けるとともに、未来大学との実証実験を伴う共同研究に関するものであれば検討対象になり得ると考えている。また現在七飯町は地域公共交通等の研究会（通称スマートシティはこだて）に各界専門職の方と共に参加しており、継続してこの問題に取り組んで行く。

【町長】

「活力のあるまちづくり推進事業助成制度」を使って私道の整備をする場合、道路・側溝・河川等の草刈りや清掃等を地域の方々に整備をして頂く助成を30万円の範囲で想定している。従って質問の趣旨のような本格的な工事を想定してなく、工事金額の上積や舗装工事補助制度の追加を現段階では考えられない。しかし生活環境道路としての整備の検討はその状況に合わせて行う。

Q 町内の私道対策について

町内には随分と多くの私道が存在し、その殆どが狭隘な砂利道であり、年を追うごとに高齢者や障害者の方々にとっては日々の生活での歩行行為が重くのしかかっております。もともと坂道の多いうえに近年は積雪も多くなり、改善を望む

他に「町内の教育関係施設の建設及び改修計画」について質問している。

Q 住宅リフォーム助成制度の実施を

A 国の動向をみながら検討したい

上野 武彦 議員

町長は施政方針の中で今地域経済は低迷しており、地域経済の活性化が必要と言及しながら具体的な施策の提案はなかった。

①住宅リフォーム助成制度は、全国で注目され、補助金の15倍から20倍の民間の需要を掘り起こし、地域経済の活性化対策として爆発的に広がっている制度である。

京都府与謝野町では2009年から住宅を新築、改築する町民に費用の15%、20万円を上限とする助成制度を開始、持ち家約8千世帯の12%に当たる910件、町内建設業者の約7割に当たる147社が受注、1億4千196万円の助成で工事費の累計は21億9千296万円となり、助成額の約15.4倍の経済効果を上げている。

この制度への評価、見解を伺いたい。

②この住宅リフォーム助成制度に関しては国もすでに助成を実施しており、交付金の算定対象事業費の約45%を交付することとしている。

今、住宅関係が特に落ち込んでいくという状況の中で、町内の建設関係の業者もかなり厳しい状況に置かれているのではないかと、そういった点からも全国的に効果があると評価されているこの制度を実施してはどうか。

奈良県では、補助金を県内で使える商品券で発行している。これだと建設業に出したお金が県内で還流するが、七飯町でもアップル商品券とかそういう形で補助をする。これは町内の中小の商店街などで使われ地域経済の活性化につながるのではないかと。

【町長】

①日常生活の中心となる住宅の維持、保全については、所有者が自ら行うべきものと考えております。

この制度の経済効果についてはある程度の効果は得られるものと思えますけれども、建設関連の受注のみが増えるのではなく、地域全体への経済効果を考慮しなくてはなりません。さらに調査をして参りたいと考えており、現在のところ実

施する考えはありません。②国のほうから45%の交付をするという件に関しては私ども承知しておりませんでしたので、そういう国の動向をまずしっかり調べながら、そういうものがあるのであれば、町としても検討して参りたい。

他に「国民健康保険税について」、「TTPP（環太平洋連携協定）について」質問している。



リフォーム中の住宅

Q 雇用対策について

A 積極的に企業誘致活動を展開し、雇用の場確保に努めたる

横田 有一 議員

七飯町まちづくりアンケート調査の結果を見て、満足度の低い項目の1番として、雇用対策が上げられている。町長は北海道新幹線の札幌延伸が最大の雇用対策と答弁しているが、長期的にはそれによいが、短期的な対策について所見を伺いたい。

資格にある。過去に町か社会福祉協議会で資格取得の講習会を実施していたが、このような時代だからこそ、短期的な雇用対策として改めて実施する考えはないか。また、過去の実績はどうだったのか。

①現在、大企業が安い労働力を求め、東南アジアに推し進めて、国内は好況である。IT関連、電機、自動車等も重きを海外に移しつつある。第3次産業のみが就職希望先であるが非正規社員が多く、そんな状況でどのような対策を考えているか。

④地元を卒業して地元で就職することが町長の公約である住みたい町、住み続けたい町につながると思う。このため、過去に1学級減となった七飯高校の間口を1学級増やし、福祉科を新設してもらえないか。

②住み続けたいと述べた年代は高齢者であるが、全国的に福祉施設に勤務している町内勤務者の割合はどのくらいか。また、労働力は十分に満たされているのか。

⑤今後の地域経済を考えた場合、間違いなく増える福祉関連の需要に対して行政が、いかに対応していくかが問われている。扶助費の増加に手をこまねているのか。答えは、当然地域の活性化である。こういう発想にたてば、定住の問題や若者が住み続けたいと思う問題とリンクできるのではないか。

③今後、ますます高齢化が進展すると考えられ、元気な高齢者の就職先も大切であるが、新卒者を含めた若者の就職先の確保も緊急の課題である。高齢者施設の人手不足は2級ヘルパーの

①積極的に企業誘致を展開

し、地域経済の活性化と併せて雇用の場の確保に努めて参りたい。  
②町内勤務者は5割弱で、労働力もハローワークには13名の求人があり、満たされていない。  
③平成14年から平成16年で町の委託で社会福祉協議会に毎年20名づつ受講させた。2級ヘルパー受講を前向きに検討したい。また、ヘルパー受講だけでなく受講生を採用した企業への助成も検討して行きたい。  
④渡島管内の生徒数が減少しており1間口増による福祉科の開設は厳しい状況にあるが、開設について関係機関と協議検討して参りたい。  
⑤趣旨については同感であります。

他に「福祉交通について」、「障がい者のタクシー利用助成について」、「水資源問題について」、「西部鳴川地区の町道整備状況について」、「施政方針をよんで」質問している。

特別委員会報告

新幹線等建設促進に関する調査特別委員会報告書

平成21年3月19日第1回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を左下記のとおり報告する。  
(要旨掲載)

1. 平成21年3月19日に第1回目の委員会を開催し、委員長に小松義光委員、副委員長に長谷川生人委員をそれぞれ互選した。

2. 平成21年6月2日に第2回目の委員会を開催し、新幹線まちづくり課長の出席を求め、北海道新幹線及び北海道縦貫自動車道などに対応したまちづくりについて、これまでの経過、平成21年度の事業計画、今後のまちづくり計画との整合性などを主に聴取した。

【平成21年度北海道新幹線鉄道建設事業計画の概要】

事業当初予算全体として337億円確保され、前年度と比較して159億円の増額とな

っており、内訳では青森県側106億円、北海道側231億円の配分となっている。さらに、231億円の内訳は、用地費として木古内町と北斗市分47億円、工事費として184億円計上され、工事の概要は次のとおり計画されている。

○渡島当別トンネル (延長8.1km) 掘削

○新茂辺地トンネル (延長3.2km) 掘削

○幸連トンネル (延長1.4km) 掘削

○札幌トンネル (延長1.2km) 掘削

○泉沢トンネル (延長1.7km) 掘削

○函館総合車両基地路盤

その後、さらに150億円補正され、結果487億円となり、平成20年度の178億円と比較して309億円の増額となっている。

【今後のまちづくり計画との整合性】

平成27年度の北海道新幹

線の開業に向けてのまちづくりに関しては、各関係機関の整備計画と連動して進めることとなり、道路の一部については既に着工されている。

委員会では、担当課長の説明に対する質疑や確認があったが、構成する委員が大きく変わったことから、まちづくりに関わる整備計画の予定地や現地における工事等の進捗状況を確認する必要があるとして、次回の委員会は現地調査を行うことを確認した。

3. 平成21年8月18日に第3回目の委員会を開催し、新幹線まちづくり課長の出席を求め、これまでの経過のほか前回の委員会で確認された現地調査を実施した。

【現地調査】

次のとおり、現地調査を行った。

- ・新茂辺地トンネル東工区
- ・函館総合車両基地
- ・新駅周辺(渡島大野駅前、菅原踏切、道道新函館停車場七飯線、峠下流通団地、北海道縦貫自動車道七飯IC付近) 新駅周辺整備を除き、北海道新幹線関連工事

減らさないと!

# 増やしていく資源！

は概ね順調に推移しているとのことであったが、新駅の予定地である現渡島大野駅前の周辺整備については、協議継続中であることから今後も注視が必要な状況である。

次に、今後の委員会活動について協議した結果、国の政権交代により従来の要望活動のあり方について検討を要することになったことから、今後の動向や情報収集に努め、正副委員長に一任することを確認した。

4. 平成21年12月8日に第4回目の委員会を開催し、新幹線まちづくり課長の出席を求め、前回委員会以降の経過、峠下流通団地にかかる土地貸付制度の創設、政権交代後の北海道新幹線及び縦貫自動車道の見直しなどについて説明を受け、聴取した。

前回委員会以降の経過としては、10月10日に北海道縦貫自動車道落部IC・八雲IC間開通、11月14日に函館・江差自動車道北斗中央IC・北斗富川IC間開通、北海道新幹線関連工事では翌年2月以降に飯田高架橋と稲里高架橋を発注予定、車両基地付替道路分と

して本町16号線地盤改良工事と新川1号橋架換下部工事を発注した旨の報告があった。

次に、峠下流通団地にかかる土地貸付制度は、現在、同団地は4区画1万2千600㎡売れ残っており、今の経済状況では誘致立地に期待が薄いことから、立地時に新たな投資軽減を図ることで有利に誘致立地を進め、地域の活性化と雇用の促進を図ることを目的として創設するものであり、土地貸付制度の概要は、次のとおりである。

- (1)対象企業
  - ・峠下流通関連団地内に立地し、工場等の新設または増設を行うとする企業
  - ・10年以内に土地を購入する計画を有し、取得までの間、当該土地の貸付を希望する企業
  - ・契約保証金及び土地貸付料の支払いが可能である企業
  - (2)具体的な条件
    - ・土地貸付料は、固定資産税を基準として算定する。
    - ・借地期間は、10年とする。
    - ・借地期間内における土地の購入は自由とし、土地分譲価格は購入時における価格とする。

・契約を履行できなくなった場合は、自らの責任で建物等を撤去し原状に復して町に返還する。

・契約保証金として貸付料月額24万円を納付し、借地期間内に土地を購入したときは返還する。

・契約締結から3月以内には、早急に対処すべき事案であることから、特に意見や疑義等についてはなかった。

次に、前回の委員会ですら副委員長に一任されていた中央要望の件であるが、民主党政権下での中央要望となったことから多々制約はあったものの、地元選出国会議員を仲介しての中央要望が可能となったことから、12月21日、22日の日程で中央要望を行うことを確認した。

## 【中央要望活動】

- (1)とき 平成21年12月21日、22日
- (2)ところ 東京都・横浜市
- (3)参加者 町長、議長、期成会長、議会特別委員会委員など12名
- (4)要望先及び要望内容
  - ・民主党政権下での要望方法が提言的な要望書となったことから、北海道新幹線の早期開業と北海道縦貫自動車道の早期開通の必要性を謳った要望書を関係国会議員などに直接要望した。
  - ※道内選出を含む衆議院議員29名、道内選出を含む参議院議員10名、鉄道・運輸整備機構

## 〈主な要望事項〉

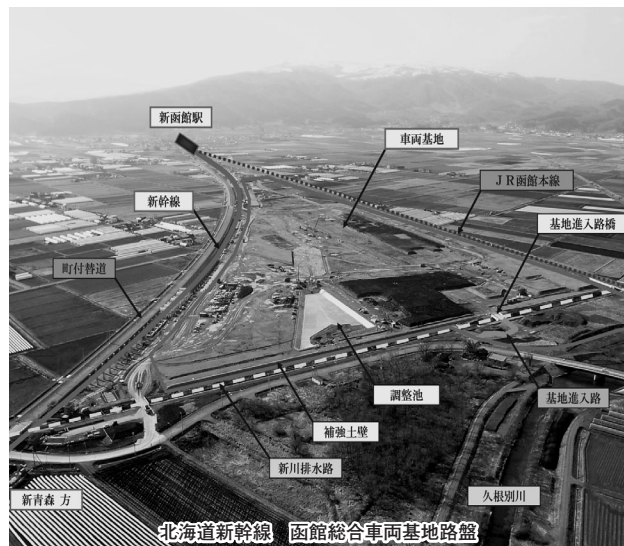
- ①新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成
- ②新青森・新函館間の早期開業と函館総合車両基地のフル規格整備
- ③新幹線建設事業への重点配分と地方負担に対する財源措置の充実・強化
- ④北海道縦貫自動車道の新直轄区間 大沼IC・七飯IC間（約10km）の早期整備
- ⑤高規格幹線道路函館・江差自動車道 北斗富川IC・木古内IC間の整備促進
- ⑥地域高規格道路 函館新外環状道路（空港道路）の

## 整備促進

6. 平成22年7月27日に第5回目の委員会を開催し、町長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、前回委員会以降の経過、七飯町の新幹線に関するまちづくり等について聴取した。

新幹線に関連する工事等の状況は、鉄道運輸機構発注の七飯町関係で函館総合車両基地路盤工事が平成24年3月完成を目指して工事中であり、飯田高架橋工事が本年7月に安全祈願祭が執り行われ、平成25年2月の完成を目指しているほか、町外では、木古内町及び北斗市でトンネル工事、高架橋工事、橋りょう工事、路盤工事などが施工されている。

また、七飯町発注分では本町16号線道路工事はほか、車両基地付替えの道路工事が3工区に分けて施工されており、平成23年3月の完了を目指しているほか、新幹線本線関係では、鶴野地区において道路の付替えに伴う測量調査・設計委託などが発注されている。なお、道路工事に併せて水道など関連施設の付設替工事も同時に施工されている。



北海道新幹線の札幌延伸に向けての取り組みでは、北海道新幹線建設促進期成会が中心となって全道レベルで署名活動を行ったほか、札幌延伸の決定が遅れる可能性があることから、中央に対して要望活動を展開することも重要であるとのことであった。

町にとって重要な課題であるが、札幌延伸の決定が先送りされている現状で地元への熱意を示すため、議員全員で行うことが確認された。

③幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実  
④建設工事発注における地元企業の受注機会確保と労働者の雇用促進及び地元建設資材・商店の積極的活用  
⑤国土開発幹線自動車道北海道縦貫自動車道のうち、七飯～落部間約40kmの整備促進

合車両基地路盤工事の進捗率は67%、飯田高架橋工事の進捗率は12%であり、順調に工事が進んでいるとの報告があった。

新函館(仮称)駅については、委員から北口の整備に関して七飯町独自のまちづくり構想があってもよいのではないかとという意見も出されているが、行政区域の問題、事業主体の問題も絡めて、町は関係機関に要望することとしている。

また、町からは新幹線新駅の北口ルートに「道の駅」や「物産館」の構想を検討しており、庁内新幹線関係検討委員会の検討を踏まえて、早めに構想を示したいとしている。

北海道縦貫自動車道の進捗率は、用地で67%、事業で8%であるとの報告があった。平成24年に大沼ICまで開通することが決まっているが、大沼IC～七飯ICについては、平成27年北海道新幹線新函館(仮称)駅開業時まで供用開始することを見込んでいたが、中央要望の感触でも財源的な課題も含めて非常に厳しい状況である。

北海道縦貫自動車道は、平成24年度までに大沼ICまで供用することが決まっているが、大沼ICから七飯ICまでの新直轄区間については、調査設計中であるものの供用開始の年度が示されておらず、一向に進展が見られないことから、早期着工・供用開始が望まれる。

委員からは、新幹線新駅北口エリア等に係る北斗市との情報の共有や新幹線開業まであと5年と迫っているにもかかわらず、七飯町としてのまちづくり構想が見えてこないなどの厳しい意見も出されている。

⑥高規格幹線道路 函館・江差自動車道の整備促進  
⑦地域高規格道路 函館新外環状道路(空港道路)の整備促進

9.平成22年12月7日に第7回目の委員会を開催し、町長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、11月に実施した中央要望の結果及び前回以降の経過、七飯町の新幹線に関するまちづくり等について聴取した。

また、町からは新幹線新駅の北口ルートに「道の駅」や「物産館」の構想を検討しており、庁内新幹線関係検討委員会の検討を踏まえて、早めに構想を示したいとしている。

北海道縦貫自動車道の進捗率は、用地で67%、事業で8%であるとの報告があった。平成24年に大沼ICまで開通することが決まっているが、大沼IC～七飯ICについては、平成27年北海道新幹線新函館(仮称)駅開業時まで供用開始することを見込んでいたが、中央要望の感触でも財源的な課題も含めて非常に厳しい状況である。

【中央要望活動】

(1)とき 平成22年11月4日、5日

(2)ところ 東京都

(3)参加者 町長、議長、議会特別委員会委員、議会議員、期成会会長など13名

(4)要望先及び要望内容 北海道新幹線の建設促進と北海道縦貫自動車道をはじめとする高規格道路・幹線道路の整備促進についての要望書を関係国会議員などに直接手渡し要望した。

※道内選出を含む衆議院議員46名、道内選出を含む参議院議員16名、国土交通省

へ(主な要望事項)

①新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成

②新青森・新函館間の早期開業

③幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実

④建設工事発注における地元企業の受注機会確保と労働者の雇用促進及び地元建設資材・商店の積極的活用

⑤国土開発幹線自動車道北海道縦貫自動車道のうち、七飯～落部間約40kmの整備促進

⑥高規格幹線道路 函館・江差自動車道の整備促進

⑦地域高規格道路 函館新外環状道路(空港道路)の整備促進、北海道新幹線新函館(仮称)駅開業に伴う、自動車交通量の増加に係る交通事故防止と

⑧幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実

⑨建設工事発注における地元企業の受注機会確保と労働者の雇用促進及び地元建設資材・商店の積極的活用

⑩国土開発幹線自動車道北海道縦貫自動車道のうち、七飯～落部間約40kmの整備促進

⑪高規格幹線道路 函館・江差自動車道の整備促進

⑫地域高規格道路 函館新外環状道路(空港道路)の整備促進、北海道新幹線新函館(仮称)駅開業に伴う、自動車交通量の増加に係る交通事故防止と

⑬幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実

⑭建設工事発注における地元企業の受注機会確保と労働者の雇用促進及び地元建設資材・商店の積極的活用

⑮国土開発幹線自動車道北海道縦貫自動車道のうち、七飯～落部間約40kmの整備促進

⑯高規格幹線道路 函館・江差自動車道の整備促進

⑰地域高規格道路 函館新外環状道路(空港道路)の整備促進、北海道新幹線新函館(仮称)駅開業に伴う、自動車交通量の増加に係る交通事故防止と

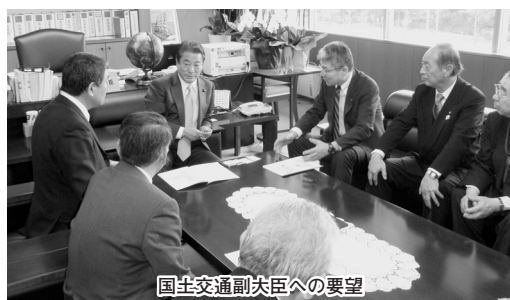
⑱幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実

⑲建設工事発注における地元企業の受注機会確保と労働者の雇用促進及び地元建設資材・商店の積極的活用

⑳国土開発幹線自動車道北海道縦貫自動車道のうち、七飯～落部間約40kmの整備促進

㉑高規格幹線道路 函館・江差自動車道の整備促進

㉒地域高規格道路 函館新外環状道路(空港道路)の整備促進、北海道新幹線新函館(仮称)駅開業に伴う、自動車交通量の増加に係る交通事故防止と



要望への交通大臣

減らしたい！

## 「藤城小学校改築に関する調査特別委員会報告書」

渋滞緩和対策の推進

特に、平成23年度予算案において、北海道新幹線札幌延伸の着工が見送りになったこと、北海道縦貫自動車道の整備は継続されるものの大沼公園IC（大沼ICの正式名称に決定）・七飯IC間の大幅な予算の増額がなく、工事着工・供用開始が明確でないこと、併せて、国道5号において死亡・重傷事故が多発していることから、その点について重点的に要望活動を行った。

自動車道開通に向けてのまちづくりについて、地域一本となった取り組みが必要であることから、今後ともご指導ご理解をお願いするものである。

11. 平成23年2月14日に第8回目の委員会を開催し、2月2日、3日に実施した中央要望の結果及び前回以降の経過並びに今後の予定等について資料の提出があり、委員会で確認した。

また、新函館（仮称）駅開業まであと5年と迫っている北海道新幹線については、別紙のとおり開業に向けての周辺まちづくり整備計画表及び新幹線周辺まちづくり計画図が示されているものの、七飯町の新幹線に関するまちづくりの方向性が見えないことから、新幹線開業効果を的確に把握し、千載一遇のチャンスを見逃すことないように強く望むものである。

12. まとめ  
以上が、当委員会のこれまでの活動をまとめた最終報告であり、今後も北海道新幹線開業・北海道縦貫自

当委員会としては、これまでの町をはじめとする継続的な要望活動を高く評価する一方で、現段階で、北海道新幹線の札幌延伸が見送りととなり、総合車両基地の整備に影響が出る可能性があること、北海道縦貫自動車道の大沼公園IC・七飯IC間の着工が明確に示されていないなど、七飯町を取り巻く環境は必ずしも芳しくないことから、今後

平成20年9月30日第3回

定例会において設置された当特別委員会が、調査した結果を下記のとおり報告する。

（要旨掲載）

1. 平成20年9月30日に第1回目の委員会を開催し、委員長に木下敏委員、副委員長に岩井芳英委員をそれぞれ互選した。
2. 平成20年10月8日に第2回目の委員会を開催し、学校教育課長及び学校教育課主幹の出席を求め、これまでの改築計画にかかる経緯及び進捗状況について、資料に基づき説明を聴取した。

藤城小学校は、昭和39年12月に校舎266㎡を新設、昭和49年12月に校舎1千166㎡を増改築、昭和50年10月屋内体育館589㎡を新設し、現在に至っている。

教育委員会では、平成19年2月に教育委員会議を開催し、藤城小学校改築計画

に進められるよう配慮してほしい。

・必要に応じて、保護者への説明やお知らせをしてほしい。

・将来的見通しに立った改築を望む。

以上の経緯を踏まえ、教育委員会では、平成20年2月に教育委員会議を開催し、現在の学校敷地に隣接する3人の地権者より、5千814.56㎡の用地を購入し、全体面積1万8千75.56㎡で現在の校舎を利用しながら改築工事を進める提案を行い、その結果、耐力度調査により国の補助もあり、また、親しまれている現在地での改築であることから、全会一致で承認されている。

教育委員会議での承認を受けて、平成20年度予算に基本設計費を計上し、委託期間を平成21年1月30日までとする業務委託を現在行っている。

この教育委員会の説明の際には、学校及びPTA役員から次のような要望があった。

- ・校舎改築は、すべての保護者共通の願いである。
- ・教室、グラウンドが狭く、プールも老朽化しており、改善は切実な願いである。
- ・子どもたちの学習が円滑

とを確認した。

3. 平成20年11月4日に第3回目の委員会を開催し、学校教育課長の出席を求め、資料の確認と説明を聴取した。

### 【主な質疑の内容】

・地域への説明が、学校とPTA役員以外説明をしていないのは何故か。

・学校が建設される場合は、地域の期成会や協賛会などの組織が発足されているケースが多いと思うが、この地域にないのは何故か。

地域への説明をしていないとの質疑に対しての教育委員会の答弁は、この段階では教育委員の承認を得ていないことから、段階を踏んで地域全体の説明を行う考えとのことであったが、会議の途中で、委員から事実確認のための議事録の写し、現在地を良とする具体的な根拠の資料、学校統廃合との整合性など、改築について根幹に関わる質疑が相次いだことから、この場で要求資料の整理を行い、次回で審議することを確認した。

4. 平成20年12月3日に第

4 回目の委員会を開催し、学校教育課長の出席を求め、前回の委員会で求めた資料のほか、正副委員長において前回の委員会以降で必要と思われる資料が発生したことから追加資料を求めた旨を報告し、資料に基づいた説明を聴取した。

なお、資料の概要は次のとおりである。

・平成20年度当初の児童数は、全校で157人であったが、平成26年度の児童の見込数は115人と減少傾向にある。

・グラウンド及びプールは、国の基準はないが、校舎は現在1千432㎡であり、国の基準2千932㎡の50%以下と狭小である。屋内体育館についても現在589㎡であり、国の基準922㎡より大きく下回っている。

・平成19年10月24日開催の藤城小学校改築計画説明会（学校2人・PTA役員6人）並びに平成20年2月12日開催の第1回定例教育委員会議の議事録では、現在地での全面改築の要望、承認となっている。

・改築の必要性については、狭隘で老朽化が著しく耐力度調査においても構造上危険な状態にある危険校舎とされている。（平成19年12月

19日北海道教育庁に通知）

・平成20年11月1日現在の児童159人の通学状況は、現在地から1.5kmの範囲内であるが、多くが桜町方面からの通学児童で占められ、この傾向は平成26年度の児童115人の予測においても同様の傾向にある。

また、国道から平野側の通学児童は、平成20年度27人、平成26年度15人と少数であった。

・これまでの改築に向けての委託業務に係る入札の経緯と結果についてであるが、

平成19年度の耐力度調査委託業務については7月17日函館市内の設計業者8社で入札を行い59万4千500円で（株）澄建築設計事務所と契約、平成20年度の基本設計委託業務については8月7日函館市内の設計業者6社で入札を行い94万8千円で（株）澄建築設計事務所と契約している。

・平成20年11月20日、藤城公民館において、改築に向けての地域説明会を開催する。参加範囲は、町内会のみ。全世帯・保護者全員に案内した結果、43人（保護者16人、議員2人、学校2人、町内会23人）の出席の下、参加者からは、現在地で早

急に全面改築を望む声があり、反対の意見はなかった。

以上が、学校教育課長の資料に基づいた説明の概要であるが、委員会では説明を受けた資料と業務委託中の基本設計も合わせて精査が必要ではとの意見や政策面、財政面を含めた議論が必要との意見があり、今回は質疑を見合わせ、次回基本設計完成後に政策及び財政担当課長の出席を求め委員会を開催することを確認した。

5. 平成21年2月13日に第5回目の委員会を開催し、学校教育課長、企画財政課長、総務課長及び政策推進室長の出席を求めたが、委員から会議のあり方に異議があり、結果として学校教育課長への質疑、確認に終了した。

会議の冒頭、委員から基本設計の説明を受けた場合、現在地ありきの話からスタートすることになる。それ以前に整理すべき事項がないかとの異議があった。議論すべきと異議のあった主な内容は、次のとおりである。

・これまでの議論で、桜町

方面に通学児童が片寄っている、峠下小学校との統合を考慮するならば現在地でよいのか、今後少子化傾向で児童数が減少するのであればバス通学でもよいのではないかなど根本的な問題を議論しないで現在地ありきの基本設計でよいのか。

・過去の一般質問で、教育長の答弁では町内の小学校は複式学級の解消のため4校としたいとの答弁があった。この場合、峠下小学校は統廃合の対象となることから藤城小学校の改築計画と合わせ峠下地域の理解も必要ではないか、整理がされていない今の段階での現在地ありきの進め方は危険性がある。

・平成26年度の児童数は、藤城小学校が40人ほど減少し、峠下小学校はほぼ横ばいの見込みとなっている。このような見込みで果たして改築が必要なのか、また、教育委員会では地域説明会を開催し、現在地での改築計画で異論がなかったとの話であるが、これまでの経過からは地域の改築に向けての熱意があまり感じられない。教育委員会の改築案に対して改築していただければ改築していただきたい

この単純な話ではないかと思われる。改築に反対というのではなく、責任のある議会として議論を先に進めるためには教育委員会から確固たる現在地での改築並びに峠下小学校との関連についての整合性のある理由や考えを先に聴取する必要がある。

以上の異議から、委員会で議論したところ基本設計の説明を受ける前に教育委員会の見解を聴取すべきだとの発言が多く、大勢を占めたことから次の4点について次回の委員会で説明を求め、前回の委員会について説明を受け質疑を行った事項

・教育委員会の小学校4校説において、峠下小学校の今後はどうなるのか。  
また、藤城小学校改築の地域説明会は実施されたが、これに合わせて峠下小学校の地域に対しても説明と理解が必要ではないか。  
・地域において、改築にかかる期成会的な一本化した窓口が何故ないのか。  
・改築の場所を現在地とするものの説明はあったが、今後本町側に児童が片寄った通学状況での現在地と

する理由について、今一度、確たる見解を求める。

・6年後の平成26年度児童数が40人ほど減少の見込みでの現在地の改築については4校説でなくとも、七重小学校にスクールバスでの通学とする3校説でもよいのではないか。そうならば現在地を売却し貴重な財源確保の手段となるのではないか。今一度確たる見解を求める。

6. 平成21年4月27日に第6回目の委員会を開催し、教育長及び学校教育課長の出席を求め、前回の委員会で見解を求めた事項について聴取したほか、その後、委員の総意により基本設計について説明を受け質疑を行った。

前回、教育委員会に見解を求める事項として4項目を掲げたが、関連性の強い事項から改築場所を現在地とする確たる理由と町内小学校を4校とする適正規模適正配置との整合性の2点にまとめ見解を求めたこと。

また、前回以降の経過として議長及び特別委員長宛に4月14日付けで藤城小学校建設促進期成会から、4月21日付けで藤城小学校保

護者会から、それぞれ要望書が提出され、要望書の内容は、共に老朽化の著しい藤城小学校校舎を現在地に早期に改築していただきたい旨であるとの報告を、冒頭、委員長から行った。教育委員会に見解を求めた事項についての回答は、主に次のとおりである。

## 【藤城小学校の改築場所を現在地とする確たる理由】

- ・ 児童の約85%が、国道より山側から通学していること。
- ・ このことから、登下校時の交通安全、地域住民の監視が行き届くこと。
- ・ 学校改築は、七飯町立小中学校適正規模適正配置基本方針として、既存の学校敷地を活用することと謳われていること。
- ・ 昨年11月20日の地域の改築説明会において、現在地を候補地とする考え方に異論がなかったこと。
- ・ 藤城小学校建設促進期成会及び藤城小学校保護者会から現在地での早期改築についての要望書が提出されていること。

## 【町内小学校を4校とする適正規模・適正配置との整合性】

七飯町立小中学校適正規模適正配置基本方針は、集団による教育の充実を図るためにはある一定の学校規模が必要とのことから、小学校6学級以上、中学校3学級以上としている。

しかしながら、学校は、地域のコミュニティの場としての役割を果たしながら、歴史と伝統を積み重ねていくことから、統廃合を進める際は保護者、地域、学校の理解を得なければ難しい問題であるほか、藤城・峠下地域は、今後北海道新幹線の開業や北海道縦貫自動車道の延伸により、大きく変貌する可能性と期待がある。このことから、今後の人口動態が流動的で増加が見込まれる地域であり、推移を見守る必要がある。

よって、峠下小学校については、町内小学校を4校とする基本方針との整合性は難しいが、今後の土地利用計画や人口の推移の見極めができた段階で、地域と慎重に話し合いを行う。

藤城小学校については、耐力度調査の結果、危険校舎と診断され、対応が急がれており、また、藤城小学校の校舎は国の基準面積の半分以下であることから、

児童の安全確保のために早急に改築事業に着手する。

以上、教育委員会からの回答を受け質疑を行ったところ、委員から詳細にわたる経過、状況、方針などの質疑や確認に引き続き、委員の了解のもと、基本設計、追加資料の説明を聴取した。基本設計などの説明の概要は、次のとおりである。

## 【事業期間】

平成20年度～平成24年度

## 【敷地等】

現学校用地  
1万2千861.00㎡  
購入予定面積  
5千814.56㎡

## 計

1万8千675.56㎡  
用途地域  
準都市計画区域内

地域地区  
特定用途制限地域（住環境地区、沿道サービス地区）

建ぺい率  
60%

容積率  
200%

## 【建物構造・規模】

校舎棟（渡り廊下含む）  
鉄筋コンクリート平屋建て  
屋内体育館棟  
鉄骨鉄筋コンクリート造

一部鉄骨造平屋建て  
床面積  
校舎棟  
2千923.77㎡  
渡り廊下棟  
24.71㎡  
屋内体育館棟  
860.10㎡  
計（延べ床面積）  
3千808.58㎡

## 【校舎等の特徴】

- ・ 普通教室6室、特別支援教室3室、特別教室6室など配置
- ・ 校舎は外断熱工法
- ・ 太陽光発電設備の設置（10kw相当）
- ・ 暖房設備は、校舎棟は蓄熱暖房方式（電気）と廊下は床暖房方式（電気）、体育館は遠赤外線放射暖房機（灯油）を採用
- ・ 屋上の雨水をトイレ内大便器及び小便器の洗浄水に利用
- ・ 風除室に隣接して雨具収納室を設置
- ・ 図書室と多目的ホールの一体化
- ・ 車椅子トイレの設置
- ・ 屋内体育館に災害時にも利用可能な発電機を設置
- ・ 児童の安全面を考慮しグラウンドを山側に移設

以上のような概略の説明

に対し委員からの主な質疑は、職員室からはグラウンドが見えるが通学する児童の姿が見えにくいのは安全面で問題はないか、プールに屋根はあるのか、児童数が増えた場合の増築方法は、建築費が増加した場合の対応は、などであったが、このたびの資料については学校やPTAなどの地元調整前であり、また、財政担当との協議前であったことから、今後、実施設計業務など予算の伴う議案の提案前に委員会を開き、今後の改築に向けてのスケジュール等も聴取することを確認した。

7. 平成21年7月14日に第7回目の委員会を開催し、教育長、学校教育課長及び学校教育課主幹の出席を求め、前回の委員会で質疑のあった事項についての確認、財源を含めた今後の予算措置のスケジュールなどについて聴取を行った。

教育委員会の説明は、前回の委員会で、校舎建設については平成22年度から着工予定との説明であったが、国の経済危機対策において地域活性化公共投資臨時交付金が追加され、藤城小学校

校の改築事業も補助金のほかに充当可能となった。試算では約7千800万円の歳入が増えるため、町の負担が減ることとなるが、国の平成21年度予算であることから改築工事も平成21年度着工が大前提となる。よって、今後の町の財政を考慮すると、教育委員会としては国の臨時交付金を活用するため、校舎建設の平成22年度着工を前倒しして平成21年



藤城小学校

度着工に変更したい旨の説明があり、さらに、今後の予算措置のスケジュールとしては遅くとも平成22年の3月議会には契約議決の提案となることから、7月21日に開会予定の第4回臨時会に実施設計委託料2千88万8千円を補正予算として提案し、お盆前に発注する予定で、9月の第3回定例会には用地購入費、支障物件移転補償費を、12月の第4回定例会には校舎建設工事請負費、工事監理委託料を、翌年3月の第1回定例会には校舎備品購入費をそれぞれ補正予算として提案したいとの説明であった。

委員会では、国の地域活性化公共投資臨時交付金として約7千800万円の歳入増は朗報であり、また、これに伴い校舎建設が前倒しとなることは、子どもたち、PTA、地域にとっても歓迎されるものと判断するが、前回示された事業計画から大きく変更され、特に財源内訳が大きく変更となることから、次回の委員会は議会の予算措置前に詳細な財源内訳の変更内容、既に発注済みの用地測量、支障物件移転補償調査などの入札経緯及び成果について聴取

することを確認した。  
 なお、委員から徐々に校舎建設が具体化されつつあることから、地域とのトラブルがないよう地元調整をしつかり進めるようにとの意見があった。  
 8. 平成21年8月28日に第8回目の委員会を開催し、教育長、学校教育課長及び学校教育課主幹の出席を求め、事業費の変更内容や調査委託の入札結果、今後の予算措置について聴取を行った。  
 前回の委員会では、地域活性化公共投資臨時交付金約7千800万円の歳入増が見込まれるとのことであったが、国庫補助金の補助単価アップにより1億3千757万8千円の増、これに比例して臨時交付金も7千800万円の見込みが1億514万円とさらに増額になっている。この国からの追加支援により地方債と一般財源を合わせた約2億円が減額の見込みとなっている。このことは、地元負担が軽減され財政運営上朗報であるが、用地購入費及び移転補償費において4千847万1千円増と見込まれていることは交渉相手があるとはいえ積算するう

えでもっと慎重さがあってよいのではないかと委員会では指摘するものである。今後の予算措置については、9月の第3回定例会に用地購入費9千343万7千円（8筆5千842.16㎡）、物件補償費（住宅、倉庫等）1億6千760万7千円の補正予算を提案する予定である。

委員会では、以上の説明

を聴取したほか、第3回定例会への補正予算提案を了承した。  
 9. 平成21年12月3日に第9回目の委員会を開催し、教育長及び学校教育課長の出席を求め、校舎建設費の予算措置等について聴取を行った。

主に次のとおりである。  
 ・用地買収の成果 8筆5千842.16㎡を買収し、全体校地面積は1万8千214.35㎡となる。  
 ・敷地内の校舎等の配置図  
 ・校舎、屋内体育館等の平面図及び立面図  
 ・12月の第4回定例会に提案する補正予算の内容

・現在の改築工事関係事業費の内訳  
 また、概要説明を聴取したところ、10月16日にPTA、11月16日に地域住民への説明会を開催し、地元合意がなされたものを委員会に提出していることから、これまでの説明と一部変更となった旨の説明があった。主な変更は、次のとおり

【現在の改築工事関係事業費の内訳】

単位:千円

年度 事業内訳	事業費	財源内訳				変更理由
		国庫	臨時交付金	地方債	一般財源	
基本設計	9,408			4,200	5,208	
用地測量委託	4,305				4,305	
物件調査委託	6,195				6,195	
用地購入費	92,940 (93,437)			83,600 (84,000)	9,340 (9,437)	交渉結果
物件補償費	167,423 (167,607)			150,700 (150,900)	16,723 (16,707)	交渉結果
地質調査委託	5,019			2,200 (1,200)	2,819 (3,819)	財源内訳調整
実施設計委託	28,140	1,435 (1,988)		13,900 (9,525)	12,805 (16,627)	財源内訳調整
校舎建設工事	773,546 (773,629)	299,789 (316,828)	111,500 (105,140)	324,300 (321,475)	37,957 (30,186)	実施設計成果 財源調整
校舎建設監理委託	13,041 (19,156)	3,011 (3,186)		6,200 (5,200)	3,830 (10,770)	実施設計成果
校舎解体工事	25,200	8,400 (0)		16,800 (0)	0 (25,200)	同一年度内施工による補助対象
校舎備品購入	30,000				30,000	
屋体建設工事	248,598	50,803		160,500	37,295	
屋体建設監理委託	8,509	507		6,100	1,902	
屋体解体工事	7,350			5,500	1,850	
屋体備品購入	12,000				12,000	
グラウンド整備	39,000	13,000		23,400	2,600	
外構整備工事(H21)	15,519 (0)				15,519 (0)	前倒し
外構整備工事(H24)	31,004 (46,523)				31,004 (46,523)	
プール建設工事	37,800	12,600		22,600	2,600	
合計	1,554,997 (1,561,876)	389,545 (398,912)	111,500 (105,140)	820,000 (790,400)	233,952 (267,424)	

( )内は変更前の金額である。

減らしたい！

【改築工事の今後の工程】

項目	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
実施設計	8月→1月			
校舎建設工事	3月	→2月		
旧校舎解体工事		3月		
屋体建設工事			6月	→2月
旧屋体解体工事				3月
グラウンド整備工事				4月→6月
外構工事				4月→6月
プール建設工事				4月→6月

である。  
 ・用地交渉の終了に伴い金額が確定したこと  
 ・校舎の完成見込みが平成23年2月末と早まったこと  
 ・校舎完成が早まったことに伴い、旧校舎の解体も平成23年3月に可能となったことから国の補助対象となったこと  
 ・一部外構工事が可能となったこと

・現5年生が平成23年3月の1か月間だけが新校舎で勉強が可能となったこと  
 ・屋内体育館は、地域への学校開放となること  
 ・プールは、屋根なしで計画していること  
 ・児童の安全、安心を考慮し、職員室の配置を変更したことなどが上げられ、これに関係する補正予算を12月の第4回定例会に提案する旨の説明があった。委員会では、校舎建設の発注にあたり、地元への還元を考慮した方向で検討すべきと進言したほか、次回の委員会についても予算を伴う場合は委員会で審議することを確認した。

10・平成22年1月28日に第10回目の委員会を開催し、教育長、学校教育課長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、実施設計の成果、繰越明許の概要、校舎改築工事の入札方法等について聴取を行った。

【実施設計書における校舎の特徴】  
 教育委員会では、次のような特徴のある校舎を建設する考えであった。  
 ・外断熱工法を採用

・電気暖房を採用（教室等は蓄熱方式、廊下は床暖房方式）  
 ・校舎屋上の雨水をトイレの洗浄水として利用  
 ・太陽光パネルを設置しての省エネルギー化の推進  
 ・節電タイプの蛍光灯の採用  
 ・内壁や床に木材の使用

【繰越明許の概要】  
 次の予算額について、平成22年度へ繰り越したい旨の打診があった。教育委員会としては、国の手厚い支援がある改築工事の年度内発注を行うには、今後予定されている2月の臨時会に専決処分として承認を求めたいとの意向であった。

【歳入】  
 藤城小学校改築事業負担金（増築分）  
 2億188万3千円  
 安心・安全な学校づくり交付金（改築分）  
 1億1千75万3千円  
 藤城小学校改築事業債  
 4億7千150万円  
 計  
 7億8千413万6千円

【歳出】  
 藤城小学校改築工事監理委託料  
 1千304万1千円  
 藤城小学校改築工事  
 7億8千906万5千円  
 藤城小学校旧校舎解体工事  
 2千520万円  
 計  
 8億2千730万6千円

【校舎改築工事の入札方法等】  
 教育委員会では、前回委員会の意向を考慮して、最大地元還元される方法として、次に掲げる発注方式を採用したい意向であった。  
 ・概算設計金額として、建築主体工事5億2千300万円  
 Aランク、電気工事1億8千900万円  
 Aランク、給排水工事7千600万円  
 A又はBランクの3工事に分けて発注する予定であり、また、建築主体工事及び電気工事は制限付一般競争入札、給排水工事は地域限定型一般競争入札の総合評価方式で入札を行う予定で、入札執行日を2月22日、仮契約を2月25日、3月の第1回定例会に契約議決を提案し、議決後に本契約、工事着手のスケジュールを進めたいとの報告があった。なお、校舎の完成予定は平成23年1月31日としている。  
 委員からは、国の温室効果ガス25%削減を理解した設計になっているのか、蛍光灯類のLED化など省エネ、節電や節減に対して十分に検討されたものか、建築時に設計変更は可能なのか、などの質疑があったものの今後の課題として検討することとした。

11・平成22年2月25日に第11回目の委員会を開催し、学校教育課長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、改築工事の入札結果、工事の工程などについて聴取を行った。

改築工事の入札は、鉄筋コンクリート造、平屋建て2千938㎡の建築主体工事をメインとして、平成22年2月22日執行され、委員からは、総合評価方式による加算点や評価値の確認、最低制限価格設定のあり方、共同企業体における技術者の資格や配置等の確認が行われ、教育委員会では入札結果に基づいて3月の第1回定例会に契約議決を提案したい旨の報告があった。

また、国の臨時交付金の追加支援や入札執行残など予算の執行に伴う事業費等を整理するため、減額の補正予算を併せて提案したい意向であった。

12・平成22年5月17日に第12回目の委員会を開催し、学校教育課長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、藤城小学校改築工事の現地調査を行い、工事の進捗状況について説明を受けた。

工事現場は、A工区（特別教室等）、B工区（職員室等）、C工区（普通教室）の3工区に分けて杭打ち工事をしており、工事全体では10%、杭打ち工事では65%の進捗状況であり、杭打ち工事は工程表どおり5月中旬に終了する予定であるとの説明を受けた。

また、工期は平成23年1月31日までであるが、冬休み期間中には、工事を完成させ、3学期からは新校舎で授業を受けさせたいとの考えが示された。

委員からは、工事中の安全確保に万全を期するよう、担当課長及び現場代理人に申し添えた。

今後の委員会は、工事の進捗状況を見ながら、数回、現地調査をすることとした。

13・平成22年7月9日に第13回目の委員会を開催し、学校教育課長及び新幹線ま

ちづくり課長の出席を求め、藤城小学校改築工事の現地調査を行い、工事の進捗状況について説明を受けるとともに、町有林材の使用箇所について聴取を行った。

現地では、前回調査後から当日までの工事経過の説明を受けたあと、工事現場を調査した。

前回調査からは、合併浄化槽が設置されており、現場は、A工区が基礎コンクリート、B工区がスラブ配筋の作業中、C工区は土間コンクリート打設後養生中であり、工事全体の進捗率は約23%であり、概ね工程表どおり進んでいる状況である。

町有林材（間伐材）の腰壁への使用について説明を受け、町有林材を使用するに至った経緯や町有林材の伐採面積・数量について調査したが、担当課長から詳細を調査したい旨の申し入れがあり、次回委員会で改めて調査することとした。

14. 平成22年8月11日に第14回目の委員会を開催し、学校教育課長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、前回の委員会で課題となった町有林材を使用するに至

った経緯及び町有林材の伐採面積・数量等について聴取を行った。

最初に、町有林材を使用するに至った経緯は、元々「地球環境建築としての学校づくり」、「木を活用した学校づくり」などを建築の基本的考えとしており、学校側からも「木をたくさん使った暖かい雰囲気の校舎にしてほしい。」との要望があり、腰壁部分に天然木の羽目板を使用することとしていたが、町有林の間伐の計画もあつたことから、検討した結果、間伐材を腰壁部分に使用することとなった。

なお、間伐材は通常の製材に利用される木材に比べ、節が多く、色むらが見られるが、原木の選別、機械乾燥による品質の確保、施工方法の工夫などにより、内装材の羽目板として十分利用できるものとしている。

また、町有林の間伐の面積は、峠下・仁山地区で延べ22.12ha、その数量は1千784.34m<sup>3</sup>であり、うち、藤城小学校改築には峠下地区より伐採された40.00m<sup>3</sup>を使用することとなっている。

委員からは、町有林材を使用することはよいことだが、節抜けなどの可能性があるため、使用する木材は十分に吟味するようにとの要請があつた。

なお、委員からは藤城小学校改築工事に係る農地転用の確認があり、詳細を調査のうえ、次回の委員会で報告することとした。

15. 平成22年9月27日に第15回目の委員会を開催し、学校教育課長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、藤城小学校改築工事の現地調査を行い、工事の進捗状況について説明を受けるとともに、前回の委員会で課題となった農地転用について聴取を行った。

建築主体工事は、各工区ともコンクリート打設が終了しており、一部鋼製建具取付、内装下地が施工中であつた。

電気設備工事は、立ち上がり配管が終了し、ラック取付、壁隠れ配管、天井配管を施工しており、一部で床暖房ユニットの敷設が終了していた。

給排水設備工事は、ピット内配管、天井・壁内配管のほか、ダクト工事が施工されており、工事全体の出来高は約60%で、事故もな

く順調に工事は施工されてきた。

また、前回の委員会で要請のあつた町有林材使用の件について、節抜け防止のため、施工の際に下地材合板を張り、仕上げをするとの説明があつた。

委員からは、大雨時の表面水の処理についての質疑があり、敷地内に表面水が滞留することも危惧されることから、体育館及び外構工事の設計段階で十分留意するようにとの指摘があつた。

前回の委員会で課題となつた農地転用の件については、学校教育課長から提出資料に基づいて説明があり、農地法に係る農地転用の許可については不要であるとのことであつた。

ただし、農地法の改正があり、現在は学校等の公共施設であっても、農地法に基づく転用の許可は必要となつている。

16. 平成22年12月21日に第16回目の委員会を開催し、学校教育課長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、藤城小学校改築工事の現地調査を行い、工事の進捗状況について説明を受けた。

工事は、建築主体工事、電気設備工事、給排水設備工事ともほぼ完成しており、12月20日現在の進捗率は96%であつた。

委員からは、屋根及び破風板部分のトタンの厚さについて質疑があり、設計書どおり屋根は0.4mm破風板部分は0.5mmであることが確認された。

今後、建築主体工事は最後の床仕上げ、建具等の取付、電気設備工事は受電設備の試運転、給排水工事は取付器具等の試運転を行い、全ての工事において平成23年1月14日に町の完了検査を行い、引き渡しされる予定である。

このことから、児童は、予定どおり3学期始めから新校舎で授業が受けられる見込みとなつている。

また、現校舎は昭和49年に建設されていることから、床のプラスチックタイ（Pタイ）等にアスベストが含有されている可能性があることから、現在調査中であり、アスベストが含有されている場合は、補正予算を計上して対応したい旨の説明があつた。

当委員会としては、現地調査により仕上げ段階のた

め校舎内に臭いがあると委員から指摘があつたことから、完了検査前に再度現地調査をすることを確認した。

17. 平成23年1月11日に第17回目の委員会を開催し、学校教育課長及び新幹線まちづくり課長の出席を求め、藤城小学校改築工事の現場調査を行い、工事の進捗状況について説明を受けた。

工事の進捗率は、建築主体工事・電気設備工事・給排水設備工事ともほぼ完成しており、1月14日に完了検査が行われることとなつている。

前回の現地調査で指摘のあつた臭いの確認を行ったところ、校舎内の臭いについてはまだ若干残つているため、十分な換気を行い、児童が安心して授業を受けられよう指摘している。

また、前回の委員会で説明のあつた現校舎の床Pタイと放送室天井岩綿吸音盤を調査した結果、それぞれ2.7%と3%のアスベストが含有されていることが判明したため、1月に予定している臨時会に関係する補正予算を計上し、本校舎の解体工事とともに年度内に除去する予定であるとの説

「平成23年度予算審査  
特別委員会報告書」

19. まとめ  
以上が、当委員会のこれまでの活動をまとめた最終報告であり、これをもって調査を終了することとなる。

明があった。  
委員からは、以前に問題になった時の町側からの説明では、大中小小学校以外にアスベストを使用している学校はなかったのではとの指摘もあったが、当時のアスベスト問題は吹き付けで飛散する恐れのある施設を対象としており、床Pタイルについては成形板で飛散する恐れがないため、解体時に処理することとしている。このため、古い他の施設でもある可能性があると考えられている。

また、平成23年度建設予定の屋内体育館については、文部科学省から前倒しで予算が配分になったことから、平成23年3月定例会において平成22年度分として補正予算を計上し、繰越明許となるが、早期に着工・完成できる見込みであるとの説明があった。

18. 平成23年2月15日に第18回目の委員会を開催し、設置から本日までの委員会活動に関する報告書の審議を行い、報告書は平成23年3月定例会において、当委員会として最終報告することを決定し、委員会を閉会した。

校舎は本年1月に完成し、児童は快適な環境のもとで授業を受けているが、藤城小学校改築工事は平成24年度まで継続して屋内体育館、グラウンドの整備とともに外構工事を実施する計画である。

当初計画・設計にあたり、災害時の避難場所としての機能強化を図るため、平屋の校舎及び間取りを採用している。今後の整備にあたっては、ゲリラ豪雨等自然災害に強い学校づくりを目指して、学校施設はもとより、藤城川など周辺の環境と一体的に整備することが望まれる。

学校運営は、まちづくりの一環として地域と一体となった取り組みが必要であり、今回の整備により、児童がより一層心身ともに健康やかに育むことと自然災害に強い学校づくりを期待するものである。

平成23年3月4日第1回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

1. 審査に付託された議案

- (1) 議案第3号 平成23年度七飯町一般会計予算
- (2) 議案第4号 平成23年度七飯町国民健康保険特別会計予算
- (3) 議案第5号 平成23年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
- (4) 議案第6号 平成23年度七飯町介護保険特別会計予算
- (5) 議案第7号 平成23年度七飯町下水道事業特別会計予算
- (6) 議案第8号 平成23年度七飯町土地造成事業特別会計予算
- (7) 議案第9号 平成23年度七飯町水道事業会計予算

3. 審査の結果

当委員会に付託された7議案について、いずれも出席委員の全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、予算執行にあたり町理事者に次の事項について申し入れすべきと合意があったので、付帯意見等として申し入れる。

4. 付帯意見等

【総括的事項】

本年度の一般会計予算は、94億円で政策予算を含む前年度予算と比較して7千600万円の減少となっている。

歳入では、経済状況の悪化を反映し、町税で前年度予算と比較して8千985万円が減少しており、特に、町民税は前年度予算と比較して4千945万6千円の減少である。

2. 審査の経過  
平成23年3月4日、7日、8日、9日、10日の5日間

併せて、地方の財政状況の厳しさを反映し前年度予算と比較して9千334万7千円多い3億3千857万5千円の基金繰入れを行わなければならない。立派な予算編成となっている。

地域経済は、すぐに好転することは考えられず、自主財源の大幅な増加も期待できないことから予算の執行にあたっては慎重かつ効率的に執行することを望むものである。

【個別的事項】  
(1) 公用車の管理については、効率的な運行を図るため、適正な台数の把握を行い、一元管理を早急に検討し、経費の節減に努めることを望むものである。

(2) 公共施設の樹木については、病気が蔓延している樹木も見受けられることから、被害が拡大する前に対策を講じることを望むものである。

(3) 7款、商工費の事業予算「商工費」において、ななえあかまつ街道納涼祭補助金の予算が計上されている。施政方針では、七飯町民の夏祭

りとして発展するよう支援することであることから、実施主体をはじめ、推進体制について強化することを望むものである。

(4) 10款、教育費の事業予算「保健体育総務費」において、北海道クロスカントリー七飯大会開催補助金の予算が計上されている。予算編成後において、この大会の主催を予定している関係団体の不正経理などが報道されていることから、予算の執行にあたっては、状況を的確に把握し、慎重に執行することを望むものである。

平成23年度各会計予算

会計名	予算額
一般会計	94億0,000万円
特別会計	65億9,900万円
国民健康保険	33億5,100万円
後期高齢者医療	3億4,700万円
介護保険	18億6,700万円
下水道事業	10億2,000万円
土地造成事業	1,400万円
水道事業(企業会計)	5億8,432万円
合計	165億8,332万円

# 常任委員会活動報告

〔所管事務調査〕要旨を掲載

## 民生文教

《調査事項》

・七飯町立小中学校適正規模適正配置基本方針について

〔調査の目的〕

平成15年12月策定の「七飯町立小中学校適正規模適正配置基本方針」が平成23年4月を目途に小規模校の統合を目指していることから、その進捗状況及び今後の方針等について教育長及び学校教育課長から聴き取りを行った。

〔小中学校の児童生徒数の推移及び見通しについて〕

平成22年度の七飯町立小中学校の児童生徒数は

〔小中学校の施設の概要について〕

大沼小学校及び大沼中学校の鈴蘭谷分校を除く、小中学校の施設の概要は現在改築中の藤城小学校を除くと昭和40年代に建築された七重小学校及び大中山小学校をはじめ、

建築基準法の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）適用の以前に建築された学校は半数を占めている。

〔七飯町立小中学校適正規模適正配置基本方針について〕  
平成15年12月に教育委

小中学校の児童生徒数の見通し（推計）

（単位：人）

学 校 名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
大 沼 小 学 校	75	61	63	58	51
鈴 蘭 谷 分 校	3	3	3	3	3
軍 川 小 学 校	22	23	18	21	21
東 大 沼 小 学 校	12	12	8	7	5
峠 下 小 学 校	32	31	29	25	24
七 重 小 学 校	605	574	547	532	510
藤 城 小 学 校	116	122	111	106	104
鶴 野 小 学 校	11	10	10	11	9
大 中 山 小 学 校	606	586	565	548	555
小 学 校 計	1,482	1,422	1,354	1,311	1,282
大 沼 中 学 校	47	61	67	64	59
鈴 蘭 谷 分 校	23	23	23	23	23
七 飯 中 学 校	460	446	433	389	375
大 中 山 中 学 校	310	302	305	323	306
中 学 校 計	840	832	828	799	763
合 計	2,322	2,254	2,182	2,110	2,045

※児童生徒数は、毎年4月末の推計である。

考え方を現基本方針で示している。

現基本方針では、適正規模の考え方として、①小学校は6学級以上、②中学校は3学級以上と定め、基本的に40人学級を維持することとしている。適正配置については、①適正規模との関係、②既存学校施設の活用、③将来の児童・生徒数の推移、④学校と地域社会の関係、⑤通学距離と通学の安全確保、⑥小中学校の通学区域の整合性、を基本的な視点としている。

以上のことを踏まえ、対応を要する学校として、西大沼小学校、東大沼小学校、峠下小学校、鶴野小学校、軍川小学校を掲げ、具体的には、西大沼小学校、東大沼小学校は平成17年4月までに大沼小学校に統合、他の小学校も平成23年4月までに統合することとしている。

このことから、教育委員会では、「①教育上の観点を最優先する。②長期的な視点に立つて多角的な検討を行う。③通学区域の見直しを含めて考える。④現行の学級編成基準を前提にする。」の4つの視点を尊重し、適正規模適正配置の基本的

減らしていく！

ただで、他の学校は、地域やPTAとの協議にも入っていないため、現基本方針は達成される見込みがない状況である。

このため、教育委員会では、新たな適正規模適正配置に関する基本方針を策定することとし、基本方針の策定には、保護者・地域・学校の代表者からなる「七飯町立小中学校のあり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）を設置し、町立小中学校の適正規模適正配置計画及び校舎等施設整備の進め方に関する事項について検討し、そのまとめを教育委員会に提言することとしている。

教育委員会では、あり方検討委員会の提言を受けて新しい基本方針を策定する考えである。

【総合的な学習の時間の概要について】

総合的な学習の時間は、

児童・生徒が自発的に横断的・総合的な課題学習を行う時間であり、学習指導要領が適用される学校のすべてで平成12年度から段階的に行われている。

小中学校の過去3カ年の総合的な学習の時間は、地域の特色を生かした体験学習などが行われており、特に、小規模校における特色ある教育内容は、次のとおりである。

- (1) 東大沼小学校  
テーマ…「子供たちが生き生きと活動し、楽しく学ぶ学校づくり」をめぐり、  
・豊かな体験をさせて、課題意識をもち、仲間意識を高めていく教育活動として、自由研究発表会、ジャガイモ、ピーマン等の栽培に取り組み農園活動、軍川小学校との集合学習等に取り組んでいる。  
・子どもたちに自信を持たせる教育活動として、清掃活動等の奉仕活動の

ほか、一輪車、スキー学習、フレッシユタイムに取り組んでいる。  
・地域・父母との交流を深める教育活動として、運動会、学芸会、ふれあいまちつき集会等に取り組んでいる。

(2) 軍川小学校  
・地域に根ざし、地域を生かす活動として、軍川の産業について知る「花弁栽培・稲作・酪農を学習、学校花壇の整備、軍川の歴史を聴く会等」に取り組んでいる。

- ・全校で取り組む読書活動として、朝の読書タイム等に取り組んでいる。  
・子どもも教師も伸びる全校学習・全校集会として、全校体育、全校図工、全校音楽等に取り組んでいる。
- (3) 峠下小学校  
・国際交流は、アメリカ、ベトナム、中国等の留学生との交流に取り組んでいる。
- ・体育的活動では、「体の

びのび活動」の実施のほか、スキー学習、ミニバレーやフットサル少年団活動等に取り組んでいる。  
・農園活動では、田植えの仕方や野菜の育て方等に取り組んでいる。

(4) 鶴野小学校  
・地域活動として、田植え体験、稲刈り体験、収穫感謝祭、自由研究発表会等に取り組んでいる。  
・福祉活動として、好日園訪問、七飯養護学校交流に取り組んでいる。

- ・その他、環境活動として七飯駅清掃、国際理解活動として英語学習に取り組んでいる。

【七飯町立小中学校のあり方検討委員会について】

七飯町立小中学校のあり方検討委員会（あり方検討委員会）は、少子化の進展に伴う児童生徒の減少等を踏まえ、今後の適正規模適正配置計画及び地域の特色を生かした教育のあり方等を検討するため、平成22年9月7日に要綱が制定されている。

あり方検討委員会は、①町立小中学校の適正規模適正配置計画に関すること。②小中学校の校舎等施設整備の進め方に関すること。③設置目的を達成するために必要な事項に関すること。の3点を所掌事項とし、教育委員会に提言することとしている。

あり方検討委員会の委員は、20名以内とし、学識経験者、町内会代表、町立小中学校PTA代表、保育所  
・幼稚園保護者代表、公募委員、その他教育委員会が特に必要と認めるもので構成されており、公募委員が1名不足しているため19名の構成となっている。

第1回目（あり方検討委員会）は、平成22年12月14日に開催され、正副委員長の互選とともに、コーデイネーターとして北海道教育大学函館校の根本直樹教授が委嘱されている。

【小規模校及び学校統廃合におけるメリット・デメリットについて】

はじめに、小規模校における一般的なメリット・デメリットの主なものは「表1」のとおりである。

次に、学校統廃合による一般的なメリット・デメリットの主なものは「表2」のとおりである。

表2 統廃合による主なメリット・デメリット

	メリット	デメリット
教育効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>複式学級が解消できる。</li> <li>多様な考え方に触れる機会が多くなり、学習課題を解決するための思考が広がる。</li> <li>体育、音楽などの集団学習や集団での行動を適切に進めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個に応じたきめ細かい指導の場面が少なくなる。</li> </ul>
人間関係、学習環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>人数が増えることにより、様々な場面で切磋琢磨できる環境が整う。</li> <li>友達関係が広がる。</li> <li>クラス替えによる学習環境、生活環境の変化に対応する力をつけることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上級生や下級生との縦の関係が薄くなる</li> </ul>
学校経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級数が増えることで、教職員定数が増え、教科にに応じて必要な教職員を配置することができる。</li> <li>教職員の事務分掌を適切に配分することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と連携した活動が得にくくなる。</li> </ul>
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営費が削減できる。</li> <li>維持補修費が削減できる。</li> <li>耐震化や老朽施設の改修等工事を統廃合に集約して実施することで、コスト削減となり充実した整備が可能になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学校数」「学級数」を単位とする交付税が減額となる。</li> <li>統合により廃校となった学校の跡地利用計画の策定が困難な場合がある。</li> <li>廃校となった学校を解体する場合、多額の解体費がかかるうえ、補助施設の場合、条件によっては補助金の返還が生じる。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の数も増えるため、PTAを活性化することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校区が広がり、通学時間が長くなる。</li> <li>長距離の徒歩通学になると、安全性の問題が生じるとともに、低学年児童への負担が大きい。</li> <li>廃校となった地域の活力が低下する場合がある。</li> <li>急激な統廃合は、急激な教職員定数の減少を招き、教職員の採用・異動に影響が生じる可能性がある。</li> </ul>

表1 小規模校の主なメリット・デメリット

	メリット	デメリット
学習・指導面での観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒一人ひとりの個性や特性に応じて指導しやすく、学習内容の密着度が高い。</li> <li>児童生徒一人ひとりが主役として活動することができる。</li> <li>教材、教具の割り当てが多い。特別教室も必要に応じて十分活用できる。</li> <li>校外学習等で児童生徒の行動を掌握しやすい。</li> <li>授業や運動会、文化祭など学校行事で活躍の場が豊富である。</li> <li>自分の入りたいクラブ等に比較的容易に入部できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒同士及び教師からの情報量が少なく、多様な知識や価値観が育ちににくい。</li> <li>総合学習時間等において多様なグループ分けが難しい。</li> <li>成績が序列化しやすく、新たな意見を出し挑戦しようとする意欲が低下しやすい。</li> <li>児童生徒の特性の把握が一面的になりやすい。</li> <li>種目内容等が制限される。準備や後片付けなどで負担感が強い。</li> <li>部、クラブの種目が限られ、選択の幅が小さい。</li> </ul>
生活面での観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒、教員、保護者それぞれがお互いをよく知り、結びつきが深い。</li> <li>児童生徒にとっては、自分のことを理解してもらえという安心感を得やすい。</li> <li>教職員が児童生徒一人ひとりの特性や家庭環境等を把握し、指導がしやすい。</li> <li>全校が一体となった活動がしやすく、団体行動がしやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間関係が固定化、序列化しやすく少数の意見が団体の行動を支配する傾向がある。</li> <li>学級編成が固定化しているため、人間関係に破綻が生じると、修復が困難となりやすく、序列化した人間関係が継続しやすい。</li> <li>児童生徒間の交流が限られているため、適度な刺激や切磋琢磨の機会が少ない。</li> <li>多様なものの見方や多様な価値観にふれる機会が少なく、一律的になりやすい。</li> </ul>
学校運営での観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思疎通がしやすく、全校一体となった指導がしやすい。</li> <li>学校全体の業務を考えての協力体制が取りやすい。</li> <li>教職員の人数が少ないため、校務について共通理解が得やすく実践が徹底しやすい。</li> <li>PTA活動では、家庭的雰囲気の中で協力が得やすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校務分掌で教員一人あたりの仕事量が多く、児童の学習指導面に費やす時間が少なくなる。</li> <li>緊急時において、対応できる職員数が少なく、十分な対応ができないことになりがちである。</li> <li>職員数が少ないため、研修への参加が困難である。</li> <li>PTA活動で、一人あたりの仕事量が多く、保護者にとって負担が大きい。</li> </ul>

【まとめ】平成15年12月に策定された「七飯町立小中学校適正規模適正配置基本方針（現基本方針）」は、遅くとも平成23年4月1日までに西大沼小学校、東大沼小学校、峠下小学校、鶴野小学校、軍川小学校を統合する計画であり、具体的に平成17年4月1日までに西大沼小学校及び東大沼小学校を大沼小学校に統合することとしているが、実際には平成18年4月1日に西大沼小学校が大沼小学校に統合したのみで、現基本方針の計画は大幅に遅れており、かつ、地域との話し合いもされていない状況である。

小規模校については、家庭的な雰囲気の中で教師の目を子どもたち一人ひとりに行き届かせながら教育活動が行われるというメリットが考えられる一方で、課題として、教育面での課題、学校運営面での課題も指摘されている。

教育面では、子どもたちは、集団の中で学習することはもちろん、多くの友人の性格・行動、考え方や価値観と接するなど、多様な人間関係の中で切磋琢磨しながら社会性や協調性、連帯感を培い、成長・発達するが、小規模校では生活面で人間関係が固定化し、トラブルが起きると後々まで影響が残ると指摘されているほか、学習面、運動会や学芸発表会などの学校行事、部活動の面でも指摘されている。

また、学校運営面でも教員やPTAの活動において、教員及び保護者の負担が大きくなるなどの課題が指摘されている。

質疑の中で、教育委員会では、平成23年4月1日という計画期限を延長し、現基本方針どおり小規模校を統廃合する考えは持っていないということ

あり、新たな七飯町立小中学校の適正規模適正配置基本方針（以下「新基本方針」という。）については、有識者による「七飯町立小中学校のあり方検討委員会」を設置し、民意を新基本方針に反映させることとしているが、七飯町内の教育現場全体を把握しているのは教育委員会であることを考慮すると、教育委員会が小規模校及び統廃合によるメリット・デメリットを十分検証して、新基本方針を策定する必要があると考える。

最後に、教育委員会に対しては、新基本方針の策定にあたって、あり方検討委員会の提言を踏まえることも大事であると考えますが、現基本方針の考え方を踏襲しつつ、小中学校の統廃合については、地域の意見・考え方を十分に議論する話し合いを持ち、慎重に進めることを望むものである。

**第1回**  
**臨時会**  
1月21日

**補正予算**

◆平成22年度七飯町一般会計補正予算（第10号）  
雪害農業緊急対策事業補助金、本町5号線道路改良舗装工事等、歳入歳出それぞれ1億5千60万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を103億2千17万1千円とした。

**第2回**  
**臨時会**  
5月10日

**補正予算**

◆平成23年度七飯町一般会計補正予算（第2号）  
公営住宅補修工事等、歳入歳出それぞれ1千731万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を94億1千805万円とした。

**発議案（意見書）**

◆議員提出議案として1件の意見書を可決し、要望事項として各関係機関及び各関係大臣に送付した。

◎外国資本等による土地売買等に関する法整備を求め意見書

**その他**

◆総合行政情報システム更新事業契約について  
▽契約の方法  
随意契約  
▽契約金額  
3億3千487万6千500円  
▽契約の相手方  
株式会社 エイチ・アイ・ディ

◆議員の派遣について

**その他**

◆藤城小学校屋内体育館改築建築主体工事請負契約について  
▽契約の方法  
地域限定型一般競争入札  
▽契約金額  
1億9千740万円  
▽契約の相手方  
株式会社 鈴木事業所

◆専決処分の承認  
（平成22年度七飯町一般会計補正予算（第15号））  
東日本大震災に係る義援金として、歳入歳出それぞれ1千万円を追加し、歳入歳出の総額を103億9千万円とした。

◆専決処分の承認  
健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金が耐久化されたため

成23年3月31日に七飯町国民健康保険条例の一部改正を行ったことについて承認した。

◆専決処分の承認  
（平成23年度七飯町一般会計補正予算（第1号））  
冬トピア団地の火災に伴う修繕等として、歳入歳出それぞれ73万5千円を追加し、歳入歳出の総額を94億73万5千円とした。

**監査報告**

**例月出納検査**

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。

平成22年11分を

12月28日、29日	平成22年12月分を
1月28日、31日	平成22年1月分を
2月24日、25日	平成23年1月分を

検査結果  
特に指摘すべき事項なし。  
監査委員  
永田英利  
神崎和枝

平成23年 定例会・臨時会出席状況一覧表

開会日	坂田邦彦	前田宗勝	中島勝也	中田宗勝	長谷川生人	平松俊一	坂本繁	中島勝也	上野武彦	小松義光	神崎和枝	平松俊一	岩井芳英	木下敏	清野弘子	畑中静一	林秀樹	長谷川生人	青山金助	横田有一	横田有一	
第1回臨時会 1月21日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1回定例会	3月3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月4日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月11日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2回臨時会 5月10日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引